

(7) 契約保証金免除に関する手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>政策企画部 危機管理室 災害対策課</p>	<p>大阪府防災行政無線設備通信ケーブル移設工事の工事請負契約締結（工事請負額18,900,000円）に当たり、契約保証金を免除する根拠となる条文について大阪府財務規則（以下「財務規則」という。）第68条第3号とすべきところ、財務規則第68条第6号としていた。</p> <p>また、受注者の過去の同種同規模の契約履行状況について、府電子調達システムによる発注工事実績情報照会による確認のみで、受注者から書類等を徴することなく契約保証金の免除を決定していた。</p>	<p>契約保証金免除の決定に当たっては、財務規則の適用条文に誤りがないか確認するとともに、財務規則第68条第3号を適用する際には、受注者から契約保証金免除申請書や過去の同種同規模の契約書の写し等を徴取するなど、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 第68条 第3号 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>第6号 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第68条関係 2 規則第68条第6号に該当するものとしては、おおむね次の場合であるが、契約保証金は、契約の相手方の債務不履行等により府が受ける損害をてん補するためのものであるから、免除することが妥当であるかどうか慎重に判断しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約金額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</li> <li>(2) 国、他の地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</li> <li>(3) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結するとき。</li> <li>(4) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</li> <li>(5) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</li> <li>(6) 第78条関係第3項に規定する公開見積合せの結果に基づき、物品の購入の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</li> </ol>	<p>本件監査結果を、グループ長会議において共有し、財務規則の適用条文の確認、契約保証金免除を決定する際の根拠書類の添付の徹底、グループ員への周知など、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は適正な契約事務の執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月14日まで）